

清水区役所版

〔転入〕

令和7年6月

★は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
1階 戸籍住民課 054-354-2126 （蒲原支所） ☆戸籍住民係 054-385-7760	10番 窓口	転入届の提出	【届出期間】 ・新しい住所に住み始めた日から14日以内に届出をしてください。 ※住み始める前では受付できません。 【持ち物】 ・転出証明書（マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードによる転出届をした方は不要です。） ・ <u>本人確認書類</u> （運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付）、旅券、介護保険証等） ・マイナンバーカード、住民基本台帳カード ・外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書 ※代理人が届出する場合、委任状が必要になります。詳細についてはお問合せください。 【マイナンバーカードをお持ちの場合（国外からの転入でマイナンバーカードを継続利用中の方も含む）】 ※ 下記の場合、マイナンバーカードが失効しますので、ご注意ください。 ・転出予定日から30日以内かつ転入した日から14日以内に転入届を提出しなかった場合 ・転入届出日から90日以内にカードの住所変更手続きをしなかった場合 【その他】 ・日本国外からの転入届についてはお問合せください。 ・外国籍の方についてはお問合せください。 ・代理人によるマイナンバーカードの住所変更手続きについてはお問合せください。
		公立小・中学校の児童生徒が転入した場合	・戸籍住民課で転学通知書を交付しますので、新しく指定された学校で、できるだけその日のうちに転校の手続きをしてください。（前の学校で発行された在学証明書などの書類は、転学通知書とともに転入校に提出してください。） ※学区関係の問合せ先【教育委員会事務局 児童生徒支援課 054-354-2377】
		「国立・県立・私立」の小・中学校の児童生徒が転入した場合	・戸籍住民課での転入手続きの際、「区域外就学届」をお渡ししますので、就学の承諾を証する書面（入学承諾書・在学証明書・学生証等）のコピーとともに、郵送で教育委員会事務局児童生徒支援課あてに送付してください。 ※区域外就学の問合せ先【教育委員会事務局 児童生徒支援課 054-354-2377】
1階 保険年金課 国民健康保険 054-354-2141 国民年金 054-354-2134 後期高齢者医療 054-354-2208 （蒲原支所） ☆税・保険年金係 054-385-7780	7番 窓口	転入者が国民健康保険に加入する場合	・戸籍住民課で転入手続きをした後、7番窓口で国民健康保険の加入手続きを行います。 ・国民健康保険の加入世帯に転入する場合で、その世帯の世帯主が変更になる場合は、加入者全員の「国民健康保険証」等を持参してください。資格確認書又は資格情報のお知らせを交付します。（「特定疾病療養受療証」をお持ちの方がいる場合は合わせて持参してください。） ・前住所地で市区町村の国民健康保険以外の保険に加入していた場合は「保険の資格を喪失した証明書（脱退連絡票等）」を持参してください。 ・海外からの転入者は「パスポート」を持参してください。 ・「特定同一世帯所属者異動連絡票」を持参してください。（前市区町村で発行された人） ・「旧被扶養者異動連絡票」を持参してください。（前市区町村で発行された人） ・修学や施設入所のために転入した場合は、前市区町村にて資格確認書又は資格情報のお知らせを発行してもらってください。 ・前住所地で保険料の減額免除等を受けていた方は窓口でご相談ください。 ※マイナンバーの記載を求める場合があります。
	8番 窓口	【年金加入者】 ・国民年金加入者（自営業者や学生等の第1号被保険者）が転入した場合 ・転入者が国民年金に加入する場合（日本国外からの転入も含む）	・戸籍住民課で転入手続きをした後、8番窓口で必要な手続きを行います。詳しくはお問い合わせください。 ※前住所地で送付されていた国民年金保険料の納付書は、全国の金融機関またはコンビニで利用できますので引き続きご使用ください。 ※国民年金保険料に関することは下記のねんきんダイヤルへお問合せください。
	9番 窓口	【年金受給者】 ・国民年金、厚生年金等の受給者が転入した場合 ・60歳以上で、まだ年金を受給していない方が転入した場合	・年金事務所へ住所変更の届出が必要な方と、不要な方がいます。 基礎年金番号をご用意の上、ねんきんダイヤルにお問合せください。 ねんきんダイヤル：0570-05-1165 （050から始まる電話の方は、03-6700-1165） ※共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問合せください。
	9番 窓口	後期高齢者医療制度の加入者が転入した場合	・戸籍住民課で転入手続きをした後、9番窓口で「後期高齢者医療資格確認書」の発行手続きをします。 ・前住所地で発行した「負担区分等証明書」を持参してください。新しい「資格確認書」は後日郵送します。（県内他市町から転入の場合は「被保険者証または資格確認書のコピー」があれば持参してください。）
3階 子育て支援課 （蒲原出張所） ☆福祉係 054-385-7790 ※2ページ目につづく	給付係	児童手当の受給資格者（子の親等）が転入した場合	・対象児童：0歳から22歳までの児童（手当の受給は、 高校卒業 の3月31日まで） ・届出期間：転出予定日の翌日から15日以内、もしくは転出予定日の属する月内 ・子の親等（子の監護養育者）が届け出てください。 ・監護養育者（両親のうち、恒常的に所得の多い方）名義の普通預金口座番号と口座名義がわかるもの（通帳など）、 監護養育者名義の加入医療保険情報がかかるもの（コピー可）、窓口に来る方の身元確認書類（運転免許証等）、 監護養育者・配偶者の個人番号がわかる書類、 単身赴任等、児童と市外別居の場合には児童の個人番号がわかる書類 算定対象となる児童の兄弟（18歳以上22歳以下）の個人番号がわかる書類 ※場合によっては追加で必要となる書類があります。 ※代理人が届出をする場合、監護養育者が記載した委任状が必要になります。（委任状の書式は静岡市HPからダウンロードできます。） ※上記のものがなくても申請はできますので、まずはご相談ください。 ※その他、児童だけが転入した場合は、給付係（054-354-2120）へお問合せください。
		子ども医療費助成制度の対象者が転入した場合	・対象児童：0歳から高校生世代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） ・持ち物：子どもの加入医療保険情報がかかるもの（コピー可） ※詳しくは、給付係（054-354-2120）へお問合せください。
		児童扶養手当受給者が転入した場合 ひとり親家庭等医療費助成の対象者が転入した場合	・対象者：母子/父子家庭、両親に障害者がいる、児童が親から遺棄されている、DV被害者、親が拘禁中 ※詳しくは、給付係（054-354-2120）へお問合せください。 ※手続きや持ち物は事情により異なります。 ※すべての方が必ず受給できるわけではありません。ご了承ください。

清水区役所版

令和7年6月

★は蒲原市民センターにおける担当窓口

〔転入〕

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
3階 子育て支援課 (蒲原出張所) ☆福祉係 054-385-7790 ◆の業務は除く	入園係	市内のこども園・保育園・幼稚園等に申し込み（入園決定）している児童及び父母等が転入した場合	・保護者が届け出てください。（申請書を提出していただきます。）
		こども園・保育園・幼稚園等に通園（申込）している児童と同居する場合	・保護者が届け出てください。（変更届を提出していただきます。） （支給認定証の記載内容に変更が生じる場合には、お手元の支給認定証をご返却ください。）
1階 高齢介護課 (蒲原出張所) ☆福祉係 054-385-7790	こども家庭センター	◆妊婦または概ね56日以内の産婦が転入した場合	・静岡市の妊産婦健康診査受診票や新生児聴覚スクリーニング検査受診票、1か月児健康診査受診票との交換が必要になるため、母子健康手帳及び転入前の市町村で発行された受診票を持ってお越しください。 （来所時の妊娠週数等により受診票を交換します。） ※詳しくは、こども家庭センター 054-354-2666にお問合せください。 なお、お近くの保健福祉センターでも手続きができます。 【葵区】 城東保健福祉センター 054-249-3180 東部保健福祉センター 054-261-3311 北部保健福祉センター 054-271-5131 葦科保健福祉センター 054-277-6712 【駿河区】 南部保健福祉センター 054-285-8111 大里保健福祉センター 054-288-1111 長田保健福祉センター 054-259-5112 【清水区】 清水保健福祉センター 054-348-7711 蒲原保健福祉センター 054-385-5670
		介護保険係	戸籍住民課で転入手続きをした後、介護保険係窓口へ届出してください。 要介護認定を受けている（または申請中の）方、負担限度減免申請等していた方は、各申請手続きを行ってください。 ・前市町村で交付された介護保険受給資格証明書（交付されている場合のみ）を持参してください。
1階 障害者支援課 (蒲原出張所) ☆福祉係 054-385-7790		身体障害者手帳の所持者が転入した場合	・本人、家族または親族が手続きをしてください。ただし、内容によっては転入前の市町村での手続になる場合があります。 ・身体障害者手帳、本人のマイナンバーが分かるもの、申請代理人の身元を確認できるもの（申請代理人が来庁される場合）
		療育手帳の所持者が転入した場合	・本人、家族または親族が手続きをしてください。ただし、内容によっては転出元市町村での手続になる場合があります。 ・療育手帳
		精神障害者保健福祉手帳所持者が転入した場合	・本人、家族または親族が手続きをしてください。 ・精神障害者保健福祉手帳、顔写真（横3cm×縦4cm）1枚、申請者の個人番号（マイナンバー）が分かるもの、申請人の身元を確認できるもの（窓口で提示していただきます。）、申請代理人の身元を確認できるもの（申請代理人が来庁される場合）
		特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当の受給者が転入した場合	・本人、家族または親族が手続きをしてください。 ・申請者および転入者全員のマイナンバーが分かるものと、申請者および申請代理人の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます。 ・特別児童扶養手当の受給者で、支給対象児童が市外在住の場合は対象児童を含む世帯全員の住民票をご用意ください。
		心身障害者扶養共済制度に加入している方が転入した場合	・本人、家族または親族が手続きをしてください。 ・加入証書、住民票
		自立支援医療（更生医療・精神通院）受給者が転入した場合	・本人、家族または親族が手続きをしてください。 ・前居住地にて交付された自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）、本人の加入している健康保険の資格情報が分かるもの（資格確認書など）、本人の市民税・県民税（所得）課税証明書またはマイナンバーが分かるもの、申請人の身元を確認できるもの（窓口で提示していただきます。）、申請代理人の身元を確認できるもの（申請代理人が来庁される場合） 【注】更生医療については、指定医師の意見書が必要となる場合があります。申請窓口にご相談ください。
		重度心身障害者医療費助成金受給者が転入した場合	・本人、家族または親族が手続きをしてください。 ・本人名義の預金通帳、本人の加入している健康保険の資格情報が分かるもの（資格確認書など）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、本人のマイナンバーが分かるもの ・〈65歳以上の場合〉転入した世帯全員分の市民税・県民税（所得）課税証明書またはマイナンバーが分かるもの
		障害福祉サービス受給者が転入した場合	・本人、家族または親族が手続きをしてください。ただし、内容によっては転出元市町村での手続になる場合があります。 ・身体障害者手帳又は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合はご持参ください。必要に応じ診断書の提出が必要となります。 ・前居住地にて交付された障害支援区分認定証明書（障害支援区分認定を受けている者に限る。） ・〈18歳以上の場合〉本人および配偶者の市民税・県民税（所得）課税証明書（本人および配偶者のマイナンバーを確認できる書類をお持ちになる場合は不要です。） ・〈18歳未満の場合〉転入者全員分の市民税・県民税（所得）課税証明書（転入者全員分のマイナンバーを確認できる書類をお持ちになる場合は不要です。） ・申請者（18歳未満の障害児の場合は保護者）の身元を確認できるもの（窓口で提示していただきます。）、申請代理人の身元を確認できるもの（申請代理人が来庁される場合）、直近3か月以内に発行された登記事項証明書（成年後見人等がいる場合） 【注】代理申請の場合は委任状が必要な場合があります。

清水区役所版

〔転入〕

令和7年6月

★は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
2階 清水市税事務所 (蒲原支所) ☆税・保険年金係 054-385-7770	土地・家屋係		・静岡市に土地・家屋を所有している人が国外へ転出する場合 - 窓口にお越しいただくか又はご連絡ください。 - 土地係 054-354-2080・2081 - 家屋係 054-354-2082・2083
		国外へ転出するとき	・1月1日時点で市内に住所があり、前年中一定以上所得がある方が国外転出する場合、又は納税通知書が送付された後に国外転出する場合 - 市県民税の納付や書類の受領等が困難になる方は、納税管理人の選任が必要となる場合があります。窓口にお越しいただくか又はご連絡ください。 - 市民税係 054-354-2072・2073
	市民税係		原動機付自転車（125ccまで）以外の問い合わせについては下記にお願いします。 バイク（125cc超〜）と普通自動車 【静岡運輸支局登録・検査担当 050-5540-2050】 軽三輪・軽四輪車（660ccまで） 【軽自動車検査協会静岡事務所 050-3816-1776】
		静岡市に住民登録があった時の課税(所得)証明が必要になった場合	・郵便により請求していただくこともできます。詳しくは、静岡市ホームページをご覧ください。 - 問合せ先 市民税係（証明・原付） 054-354-2071
2階 保健所 清水支所 054-354-2153	疾病対策係	被爆者健康手帳を持っている方が転入した場合	・本人または家族が届け出てください。 ・認印、被爆者健康手帳、転入したことが確認できる住民票、被爆者が手当てを受けている場合は手当証書と本人の振込金融機関の口座番号の分かるもの
		小児慢性特定疾病医療受給者が転入した場合	・担当にお問い合わせのうえ、本人または家族が届け出てください。（新規申請） ・前住所地発行の小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の写し。 ・紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 - または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） 【注】加入している健康保険の種類により、市町村民税課税証明書が必要になる場合があります。詳細は担当までお問い合わせください。 【注】マイナンバーが分かるもの、申請者の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます。 【注】医療機関が変わる場合は、条件がありますので担当までお問い合わせください。
		自立支援医療（育成医療）受給者が転入した場合	・担当にお問い合わせのうえ、本人または家族が届け出てください。（新規申請） ・医療機関変更がない場合は、前住所地発行の自立支援医療受給者証（育成医療）の写し ・紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 - または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） 【注】マイナンバーが分かるもの、申請者の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます。 【注】医療機関が変わる場合は、条件がありますので担当までお問い合わせください。
		未熟児養育医療受給者が転入した場合	・担当にお問い合わせのうえ、家族が新たに申請してください。 ・転入前に発行された医療券の原本または写し ・紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 - または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） 【注】マイナンバーが分かるもの、申請者の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます。
		特定医療（指定難病）受給者が転入した場合	・担当にお問い合わせのうえ、本人または家族が新たに申請してください。 ・前の住所地で交付された特定医療（指定難病）受給者証の写し。 ・紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 - または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） 【注】加入している健康保険の種類により、市町村民税課税証明書やご家族の健康保険証等が必要になる場合があります。詳細は担当までお問い合わせください。 【注】マイナンバーが分かるもの、申請者の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます。
		予防接種対象者が転入した場合	・7歳未満のお子様には、予防接種シール交付のご案内のはがきを後日保健所から発送します。接種対象年齢内で未接種のものがあれば、予防接種シール交付手続きをしてください。 ・予防接種案内はがきに印刷された「予防接種シール交付願」に必要事項を記入し、母子健康手帳とともに持参の上、保健所、保健所清水支所または各保健福祉センターで手続きをお願いします。また、郵送での申請も可能です。詳しくは保健所清水支所へお問い合わせください。
2階 静岡市 まちづくり公社 市営住宅 054-354-2238		転入者が市営住宅に同居する場合	・同居の承認基準がありますので2階静岡市まちづくり公社で確認してください。持参するものはそのときに説明します。
4階 清水区役所 地域総務課 054-354-2361	区民生活係	戦傷病者手帳を持っている方が転入した場合	・戦傷病者異動等届を提出してください。 ・戦傷病者手帳、転入したことが確認できる住民票、他都道府県から転入の場合は写真2枚（たて4cm×よこ3cm）、届出者の本人確認書類
		清水大平山霊園利用者（名義人）が転入した場合	・清水区役所地域総務課へお越しください。市営墓地利用者住所変更届出書をお渡しします。 ・後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 - 市営墓地利用者住所変更届出書、新住民票、市営墓地利用許可証

清水区役所版

〔転入〕

令和7年6月

★は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
6階 水道事務所 (水道・下水道)		・水道、下水道のご使用を始めるとき ・井戸水をご使用で公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき	・電話又は水道使用開始・中止等申し込みフォームからお申し込みください。 ・連絡先 【上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132】 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く） 午前8時30分～午後7時 ※ただし、3・4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。 ・水道使用開始・中止等申し込みフォーム https://logoform.jp/form/79j2/448554
		口座振替納付をご利用する場合	・金融機関の窓口でお申し込みください。（お客様番号の分かる「水道（下水道）使用水量等のお知らせ」等、通帳、お届け印） ・静岡銀行、清水銀行、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合からの口座振替をご希望の場合には、水道事務所窓口（蒲原市民センターは除く）でお申し込みも可能です。（対象金融機関のキャッシュカード、顔写真付きの身分証明書、使用者・支払者以外の方が申し込む場合は委任状）詳細は上記【上下水道お客様サービスセンター】にお問合せください。
2階 動物愛護センター	動物愛護第2係	犬の飼い主が転入してきた場合	・転入した旨を必ず届け出てください。・鑑札を持っている方は持参してください。 ・マイクロチップが装着された犬の場合は、事前にお電話等でお問合せください。 問合せ先 動物愛護センター 静岡市清水区役所 2階 動物愛護第2係（清水区） ※市外局番（054） 354-2403 静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号 蒲原支所 地域振興係（清水区蒲原・由比） 385-7730 静岡市葵区産女953番地 動物愛護第1係（葵区・駿河区） 278-6409
家庭ごみの出し方や収集日については下記へお問合せください。			
〔問合せ〕 収集業務課 静岡庁舎新館13階 054-221-1365 清水収集センター 清水区八坂町2102番地の1 054-366-2751 蒲原支所地域振興係 清水区蒲原新田一丁目21番1号 054-385-7730			
＜清水庁舎外＞			
市立図書館各館		図書館資料を借りたい場合	・現住所、名前、生年月日が確認できる証明書（例：免許証、マイナンバーカードなど）を持参して図書館にある申込書により、本人が届け出てください。 ・電子申請サービスからも申請が可能です。※証明書の画像の添付が必要です 〔図書館 問合せ先〕 ※市外局番（054） 清水中央図書館 354-1331 御幸町図書館 251-1868 長田図書館 259-7878 清水興津図書館 360-4311 薬科図書館 278-4100 北部図書館 653-1817 蒲原図書館 388-3456 南部図書館 288-2151 麻機分館 248-5035 中央図書館 247-6711 西奈図書館 265-2556 美和分館 296-6501
保健所 感染症対策課 054-249-3173 (葵区城東町)	予防接種係		7歳未満のお子様には、予防接種シール交付の案内を送付します。接種対象年齢内で未接種のものがあれば、予防接種シール交付手続きをしてください。電子申請、来庁申請でお手続きができます。詳しくは、予防接種シール交付の案内をご覧ください。
静岡庁舎新館13階 廃棄物対策課	浄化槽推進係	し尿くみ取りを新規に始める場合、または、し尿くみ取りをしている家庭で人数が増えた場合	本人または家族が届け出てください。（電話でも可）054-221-1264
静岡庁舎新館15階 戸籍管理課 054-221-1297	霊園・斎場係	愛宕・沓谷・沼上霊園の利用者(名義人)が転入する場合	・届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、市営墓地利用者住所変更届出書を送付いたします。 ・後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 市営墓地利用者住所変更届出書、新住民票、市営墓地利用許可証
		市営納骨堂利用者が転入する場合	・届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、納骨堂利用者住所変更届出書を送付いたします。 ・後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 納骨堂利用者住所変更届出書、新住民票、納骨堂利用許可証
各保健福祉センター		妊婦または概ね56日以内の産婦が転入した場合	静岡市の妊産婦健康診査受診票や新生児聴覚スクリーニング検査受診票、1か月児健康診査受診票との交換が必要になるため、母子健康手帳及び転入前の市町村で発行された受診票を持ってお近くの保健福祉センターや区役所1階子育て支援課へお越しください。 （来所時の妊娠週数等により受診票を交換します。） 〔葵区〕 城東保健福祉センター 054-249-3180 東部保健福祉センター 054-261-3311 北部保健福祉センター 054-271-5131 薬科保健福祉センター 054-277-6712 〔駿河区〕 南部保健福祉センター 054-285-8111 大里保健福祉センター 054-288-1111 長田保健福祉センター 054-259-5112 〔清水区〕 清水保健福祉センター 054-348-7711 蒲原保健福祉センター 054-385-5670
17階 こども家庭福祉課 054-221-1574 各保健福祉センター		4か月・10か月児の健康診査について	・お子さんがまだ対象月齢（4か月・10か月）に達していない場合は、転入の1～2か月後に受診票を送付しますので、それを持って医療機関で受診してください。 ・前市区町村で未受診の方で、すでに対象月齢に達している、または1か月以内に対象月齢に達する場合は、転入日の翌日以降にこども家庭福祉課またはお近くの保健福祉センターや区役所3階の子育て支援課で発行します。（母子健康手帳をご持参ください。）